

で、ただ、自衛官も国民の命を守るために働いて
いるところまで、委員会は、今から申し上げるこ
とをですね、今まで私が聞いたことを文書で提出
していただきたいと思います。

○小西洋之君 いや、もう委員長、私、十回近く
聞いていますので、委員会は、今から申し上げるこ
とをですね、今まで私が聞いたことを文書で提出
していただきたいと思います。

まず、日本が存立危機事態に基づいて集団的自
衛権を発動した場合に、その発動した相手国から
反撃や報復措置を受けることがあるのか、全くな
いと考えているのか、それを答えてください。そ
して、その反撃や報復措置によって日本国民が負
傷あるいは戦死する、そういうこと、死んでしま
う、そういうことがあると考えているのか、ある
いは全くないと考えているのか、そこを明確にし
て、また、さつき自衛隊員については被害が生じ
るといふふうに言いましたけれども、自衛官につ
いても併せて文書の中で答弁をしてください。委
員会に文書提出を求めます。

○委員長(長峯誠君) 後刻理事会にて協議いたし
ます。

○小西洋之君 委員長、ありがとうございます。
では、この関係で法制局長官に伺いますけれど
も、よろしいですか、法制局長官。

今の話ですけれども、日本が集団的自衛権を発
動して相手国からも反撃や報復を受けると、その
ことよって日本国民が死んでしまう場合です
ね。これは一般論です、一般論。そうした場合
に、その死んでしまう日本国民は、日本国憲法が
確認しているところのこの平和的生存権、それと
の関係でどのような憲法上の問題、法的な問題が
あるのでしょうか。それを説明してください。

○政府特別補佐人(近藤正春君) 今議員のお尋ね
は、集団的自衛権を行使した場合に相手国が何ら
かの措置をとってくるということ前提にしてお
られましたが、先ほどと防衛大臣からの御答
弁でも、どのような状況が生じるかは個々の事態
により異なるということ、一概に申し上げられな

いという御答弁ございましたので、その一定の前
提の下の仮定のことについての御答えというの
は、政府全体としてはお答えを控えていただき
たいと思います。

○小西洋之君 じゃ、内閣法制局としては、日本
は集団的自衛権を発動しても相手から反撃や報復
を受けることは一切ないというふうにお考えなん
ですか。

○政府特別補佐人(近藤正春君) 法制局は法理論
をやるところでございまして、そういう実体的な
戦略判断とか、いろんなことについての権能を
持つておるわけではございませんので、お答えす
る能力がないということだと思っております。

○小西洋之君 こんな戦略判断でもなくて、相
手に手を出せばやり返されるというのは、過去、
外務省も答弁していますよ。政府答弁です。政府
答弁の上に基づいて、政府の認識に基づいて法制
局として法解釈を述べてください。

相手に集団的自衛権を発動すれば、当然相手か
ら反撃や報復措置を受けます。少なくとも受ける
ことがあります。その結果、日本国民に犠牲が出
ることも当然あります。そうしたら、その日本国
民の犠牲というのは憲法の平和的生存権との関係
でどのような関係がありますか。答えてくださ
い。

○政府特別補佐人(近藤正春君) 法解釈の問題で
ありまして、今のは、事実についてどういふ
なことが起こるかという認識については私ども
あずかり得ない問題でございますので、私どもと
してその問題のある程度前提とした答弁という
のは、所掌上、そこはお答えできないということ
でございます。

○小西洋之君 じゃ、法解釈の前提の立法事実の
確認というのには、法制局の仕事、所掌には含まれ
ないという理解でよろしいですか。法制局は事実
の確認はしない、あらゆる解釈、法令の根拠とな
る立法事実については一切確認はしない、関知し
ないという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人(近藤正春君) 立法事実につい
ては、担当省が現実起こっている事実を確認
し、それを私どもに御説明いただくということ
で、私どもが直接立法事実を調べに行くというこ
とではなく、あくまでも担当省庁がこういう事実
がありますということを前提に法案を説明されま
すので、それを私どもは完全に信用してやること
が今後は、防衛大臣の方から、その先は分からな
いということ、ございまして、私ども、立法
事実についての捕捉というのは、あくまでも担当
大臣の上、さらに憲法上の解釈等を行うという
こと、ございまして、そういう分担であると思
います。

○小西洋之君 では、先ほど、防衛大臣が認め
た、自衛官は集団的自衛権の発動の戦闘の中で被
害が生ずると、明確な事実の認定をしました。
じゃ、それについて、その自衛官に生ずる被害
というのは、自衛官の平和的生存権とどのような
関係がありますか。

○政府特別補佐人(近藤正春君) 同じように、自
衛官についていろいろリスクがあるというお話が
ございましたけれども、平和的生存権という、憲
法前文である、非常に抽象的な概念でございま
して、個々の自衛官と平和的生存権というのは通常
そういう形で議論される概念ではないというふう
に考えております。

○小西洋之君 日本国民の平和的生存権を根拠に
七・一閣議決定で集団的自衛権を導いているん
じゃないですか。何めちゃくちゃなこと言ってい
るんですか。

時間なので、政府統一見解を求めます。
私が先ほどから質疑している集団的自衛権発動
による一質問しないよ。反撃や報復による日本
国民のその犠牲、死や負傷ですね、また自衛官の
その被害、死や負傷ですけれども、また憲法前
文で確認している平和的生存権の関係について、
内閣法制局と防衛省から政府の統一見解、先ほど
とは別の文書です、政府の統一見解の提出をこの
委員会に求めます。

○委員長(長峯誠君) 後刻理事会にて協議いたし
ます。

○小西洋之君 法制局長官もこんな答弁をするん
だったら、あなた、それはおかしいですよ。良心
を何とか取り戻すことを申し上げて、質問を終わ
ります。防衛大臣もちゃんと答弁をお願いいたし
ます。(発言する者あり)

○委員長(長峯誠君) 静粛に願います。静粛に願
います。(発言する者あり)静粛に願います。静粛
に願います。(発言する者あり)静粛に願います。
じゃ、議事を進行いたします。
引き続き、三浦信祐君。
○三浦信祐君 公明党の三浦信祐です。
F2戦闘機後継機の開発に関連して伺いたい
と思います。
F2後継機について、我が国主導で開発する
旨、私も与党PTの一員として携わりました。防
衛大綱、中期防にも記載をされており、
先般もシングル・プライム体制を取るとしたこ
とに基づき、機体担当企業として三菱重工との
契約を締結したと承知しております。日本の技
術保持、防衛力を支える能力は不断の積み重ね
とともに、体制を維持できる又は体制自体を整備す
ることが必要であります。特に長期の運用や将来
の能力向上に必要となるインテグレーションとい
う広い意味での技術力は、国内企業が実践し続け
ることによってのみ獲得され、保持されると考え
ます。

日本企業のインテグレーション能力の現状をど
う評価するか、また、その保持の方策についてど
う考えるか、これが全ての出発点となります。感
染症拡大抑制への取組が最優先ではあります。感
染症拡大抑制とイノベーションを考慮しつつ、
国内の産業維持とイノベーションを考慮しつつ、
国民一体となって高度なインテグレーション能力
を実現、維持するべく取り組むべきであります。
防衛省、いかがでしょうか。

○政府参考人(武田博史君) お答えいたします。
二〇三五年頃に退役が見込まれますF2の後継
機として我が国主導で開発する次期戦闘機は、我

①

合、重要影響事態でも武力紛争が起きていない場合には、重要影響事態の場合のみ適用されるんだというふうな、そういうふうな趣旨の答弁が中谷大臣、安保国会でありますけれども、この武器等防護というのはいわゆるこの平時に行われると、我が国に対する存立危機事態やあるいは武力を起因とする重要影響事態が起きているときには発動、法律上発動できないと解釈する、という、そういう理解でよろしいんですか。

○政府参考人(前田哲君) お答えいたします。

自衛隊法の第九十五条の二による米軍等の部隊の武器等防護であります。法文上は、「現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。」と規定されていることから明らかによろしく、この現に戦闘行為が行われる現場で適用の要件は、これはあくということになります。このため、武力紛争の発生が前提であるところの存立危機事態でありますとか、まさに先生御指摘になりました武力紛争が発生している重要影響事態については、武力紛争に対処している米軍等の警護を行うこととはないと、このように考えてございませう。

○小西洋之君 警護を行うことではないというの、この法律上できないということですか。法律上できないという解釈でよろしいんですか。

○政府参考人(前田哲君) お答えいたします。

重要影響事態には武力紛争が発生している場合とそれから武力紛争が発生していない場合が考えられるわけですが、まず、武力紛争が発生していないときの重要影響事態については、これは本条により、自衛隊と連携して補給、輸送等を行っている米軍等を警護することは考えられるわけです。

他方で、武力紛争が発生している重要影響事態の場合には、当該武力紛争に対処している米軍等の部隊に対する侵害行為、これは米軍等に対する武力攻撃の一環として行われるものと考えられますので、防衛大臣が本条により当該部隊の武器等の警護を行うという判断をすることはないと、こ

②

のように考えております。

○小西洋之君 最後の、防衛大臣が判断することはないというの、そういう判断をする場合は違法である、という理解でよろしいですか。

○政府参考人(前田哲君) 繰り返すにありますが、

○小西洋之君 判断することがないという答弁は、政策論として判断することがないという趣旨なのか、この条文の趣旨として判断することが法律上禁止されているという趣旨なのか、どちらか明確に答えてください。ちよつと簡潔に。

○政府参考人(前田哲君) さっきお答えしたように、要件として、現に戦闘行為が行われる現場で適用の要件を欠くということになりますので、そのような判断をする場合には法律に反している判断になると、こういうことだと思っております。

○小西洋之君 横島長官と違って、最後には明確にいただきました。で、ちよつと、引き続きこの指針の趣旨ですけれども、情報公開の在り方ですね。今回、米艦防護をやったというのを国会議員にも一言も、やったかどうかも含めて全く説明をしないということになっていくわけでございますけれども、指針の中にこのような文言がございまして、特異な事象が発生した場合などについては速やかに公表するといふふうに言っていますけれども、この特異な事象が発生した場合等に公表するということ、は、当然、この特異な事象が発生して武器等防護を行った場合は、その武器等防護をやった、という武器等防護をしたかということについても絶対公開すると、そういう文章の、指針の理解、解釈でよろしいでしょうか。

③

○政府参考人(前田哲君) お答えいたします。

○小西洋之君 ミサイルの問題についても、おとついでに、質問したかたんですが、時間ありますでしょうか。

○浜田昌良君 公明党の浜田昌良でございます。

先ほど質問ございましたが、五月二十一日に、夕方、北朝鮮からのミサイル発射がございました。本件についてはもう既に質問ございましたので改めて質問しませんが、報道によりますと、北極星二号、固形燃料で移動式発射台、二千キロの射程距離で、金正恩委員長は美観配備も検討するということも報道もございました。引き続き、防衛大臣におかれましては、情報収集、警戒監視を怠りなく願いたいとお願ひしておきたいと思ひます。

今回の防衛省設置法等の改正でございますが、自衛隊法がいろいろところで改正をされております。その中で、改正自衛隊法七十三条の二で、いわゆる予備自衛官又は即応自衛官である者に関し、その使用者に対する情報提供規定が設けられておりますが、この規定を設けるようになった背景、また、どのような情報を提供するを想定しているのか、防衛大臣から答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(福田朋美君) 平成二十八年四月の熊本地震への対応に際して即応自衛官を招集し成果を上げた実績を踏まえ、今後、災害等に際して機動的に予備自衛官等の招集を行うことを視野に入

動的に予備自衛官等の招集を行うことを視野に入られており、招集の頻度も上がることが予想されます。

訓練を含め、予備自衛官等が招集に応じる場合の使用者との調整はこれまで予備自衛官本人が行ってきたところでございますけれども、使用者から防衛省・自衛隊に直接アプローチする必要性がこれまでになく高まってきたと考えられます。このため、今後、使用者の側から防衛省・自衛隊に直接情報提供を求めることができる、そういった枠組みを新たに整備することとしたものでございます。

提供を予定している情報ということに関してですけれども、具体的に提供を予定している情報としては、訓練招集に関しては、招集訓練の日程、また内容、実施場所、また予備自衛官等のこれまでの訓練への参加状況などの情報を想定をいたしております。また、実務面での招集に関しては、予備自衛官等が招集された自衛官となる期間の見通し、また負傷した場合には、負傷の程度や処置状況などの情報の提供を想定しているところでございます。これらの情報の提供を通じて、災害派遣等の実運用における人員確保の円滑化、ひいては予備自衛官等制度の安定的な維持に寄与するものと考えているところでございます。

○浜田昌良君 ただいま答弁ございましたように、いわゆる予備自衛官又は即応自衛官が派遣活動等に円滑に従事できるように、またそういう対応できるようにということでございますけれども、東日本大震災においては、即応自衛官で実人員千三百五十二名、延べ二千七百七十九名が災害活動に従事していただきました。また、予備自衛官も実人員二百九十四名、延べ四百三十九名と聞いております。一方、熊本地震においては、即応自衛官の方が六百六十二名活動に従事していただいたわけでございます。非常に現地では感謝の声が上がっております。

一方で、招集に承諾できなかった比率というのはどれぐらいだったんでしょうか、またその理由は

■自衛隊法 抜粋

(自衛隊の武器等の防護のための武器の使用)

第九十五条 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料(以下「武器等」という。)を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用)

第九十五条の二 自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織(次項において「合衆国軍隊等」という。)の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動(共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。)に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2 前項の警護は、合衆国軍隊等から要請があつた場合であつて、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛官が行うものとする。

第1条第2項に移すことにより、内閣による職権の行使及びこれと表裏をなす国会（ひいては主権者である国民²）に対する内閣の責任とを一体として規定するものである。

②内閣総理大臣の国政上の位置付け

改正としては、第1条第2項に「全国民を代表する議員からなる」（国会）という文言を挿入し、第2条第1項に「国会の指名に基づいて任命された」（首長たる内閣総理大臣）と「内閣総理大臣により任命された」（国務大臣）という文言を挿入するものである。

2. 解説

(1) 第1条第1項について

「職権を行う」とした理由は次のとおり。「職権を行う」とは、内閣による個々具体的な行政権の行使を、能動的にとらえた概念である。一方、「行政権の行使」は、内閣による行政権の行使を一般的、静態的にとらえた概念であると解される（3. 諸論点【論点5】参照）。

「国民主権の理念にのっとり、……職権を行う」とすることにより、行政権の行使が国民主権にのっとり、……ことを一般的、抽象的に述べるのではなく、個々具体の職権の行使についても、これが国民主権の理念にのっとり行われべきという、規範的意味を持たせようとするものである。

(2) 第1条第2項について

内閣の責任に関する条文は、現行第2条第2項にあるにもかかわらず、本改正案では、第1条第2項に移動した。これは、第1条第1項で内閣の職権の行使が国民主権の理念にのっとり、規定した上で、本項で内閣の責任を規定することにより、内閣法冒頭の同一条内で、内閣の職権とこれと表裏の關係にある責任の両方を規定することにより、行政権の行使に対する民主的統制の重要性を強調することを意図したものである。

また、現行第2条第2項は、内閣の国会に対する連帯責任について規定しているが、同項の「国会」に「全国民を代表する議員からなる」という文言を付

した。これは、主権者である国民の行政に対するコントロールの趣旨をより強調するためのものである。

内閣法

○第1条及び第2条（民主主義の理念）

（条文案）

第1条 内閣は、国民主権の理念にのっとり、日本国憲法第七十三条その他の日本国憲法に定める職権を行う。

2. 内閣は、行政権の行使に連帯して責任を負う。

第2条 内閣は、国会の指名に基づいて任命された首長たる内閣総理大臣及び内閣総理大臣により任命された国務大臣をもつて、これを組織する。

2 前項の国務大臣の数は、十四人以内とする。ただし、特に必要がある場合においては、この数を十七人以内とすることができる。

（現行）

第1条 内閣は、日本国憲法第七十三条その他日本国憲法に定める職権を行う。

第2条 内閣は、首長たる内閣総理大臣及び二十人以内の国務大臣を以て、これを組織する。

2 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。

◎第186回参議院決算委員会（平成26年5月12日）

○小西洋之君 …日米安全保障条約第三条の解釈について伺います。

この上の部分は、外務省のホームページのこの三条の説明をそのままぺたっと貼付けをさせていただきました。この日米安全保障条約第三条の趣旨、特に下の条文で重ねて引かせていただいておりますけれども、「憲法上の規定に従うことを条件として、」との文言について、日本国憲法の下の集団的自衛権の行使の関係も踏まえつつ、その趣旨と制定の経緯について答弁をお願いいたします。

○政府参考人（富田浩司君） お答えいたします。

先生の配られた資料を読み上げるような形で御答弁させていただきたいと思っておりますけれども、この規定、すなわち日米安保条約第三条の規定は、我が国から見れば、米国の対日防衛義務に対応して、我が国も憲法の範囲内で自らの防衛能力の整備に努めるとともに、米国の防衛能力向上について応分の協力をするとの原則を定めたものでございます。

これは、沿革的には、米国の上院で一九四八年に決議されたバンデンバーグ決議を背景とするものであり、NATOその他の防衛条約にも類似の規定がある。同決議の趣旨は、米国が他国を防衛する義務を負う以上は、その相手国は、自らの防衛のために自助努力を行い、また、米国に対しても、防衛面で協力する意思を持った国でなければならないということである。ただし、我が国の場合には、相互援助といっても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、憲法上の規定に従うことを条件としていると。

以上でございます。

その事態そのものを收拾するというの
は、何といつても国連を中心に考えて
いくべきである。それから、こちらが
お手をあげたら——こちらから進んで
武力を行使しているのじゃない、向こ
うから来たわけでありまして、一体
その場合に、直ちに向こうがその攻撃
をやめるかどうかというようなこと
も、これは事実上、いかなる場合にお
いても降伏といふことをすぐ言えはや
めるのだ、こういう前提も私は考えら
れないのであります。一応とにかく独
立国であつて、自主的な立場から、われ
われの国の領土、領空その他に対して
不当な侵略がある限りにおいては、こ
れは私は、独立国としてそれを排除す
る行動をとるといふことは、これは必
要なことでありまして。しかしながら、
その事態そのものをできるだけ早く解
決して、そうしていつまでも長い間の
戦闘行為を続けていくといふようなこ
とのないよう努力すべきことは、こ
れは私は当然のことである、こう思ひ
ます。しかし、何でも攻撃があつたら
すぐお手をあげして、降伏しなすれ
ばそれでいいんだという考え方は、私
は、独立国であり、自衛国である以上
は、考えるべきものではない、こう思ひ
ます。

○受田委員 簡単に降伏するといふこ
とを、私、前提としておるわけではな
い。あなたのように、開戦をやられた
責任者で、終結をやられた経験がない
場合に、ここに戦争を停止させる、すな
わち、戦いをやめるといふことについ
て自衛法の発動をすみやかにやる。
しかしその前に、総理みずからが日本
の自衛隊だけを先に戦争を停止させ
る、こういうような措置をとる御意思

がないと、自衛隊を待つまでもなく、敵
基地を攻撃したり、いろいろな措置を
されるような手段を弄しておられる
と、ついに日本は講和の機会を失うお
それがある。困連による安全保障理事
会の解決を待つまでもなく、その前
に、総理自身の手で講和の方式をどう
おとりになるか、停戦の方式をどう
おとりになるかを私伺いたいのです。こ
れはアメリカとの話し合ひでやらなけ
ればならないのか、日本自身が単独に
講和あるいは停戦をやることができ
るのか、これもあわせてお答えを願ひた
い。

○岸国務大臣 停戦とか、講和とかと
いうことは、言ひまでもなく、相手
方のあることでありまして、相手方
が、——相手方というものは、アメリカ
ということとやありません。実際の武
力攻撃を日本に加えておる国のこと
であります。従つて、われわれとして
は、とにかくできるだけ物事を平和的
に解決するといふことは、これはもう
先ほど大貫委員にお答へした通り、憲
法の精神であり、われわれの本質的な
念願でございます。ただ現実には不当な
る武力攻撃が加えられたその武力攻撃
を、われわれはなするといふために
必要最小限の行動をとるわけであり
ますから、その行動がなくなれば、われ
われは何も自衛隊を出動さしておる必
要もなければ、それはわれわれの方か
ら別に手出ししていく必要はあつとも
ない。しかし、武力攻撃が継続してい
る限りにおいて、どうも日本の方からお
手あげするようなことを前提として考
えるといふことは、私は適当でなかつ
た。しかし、あくまでも、武力攻撃が
あつた場合において、こつちが武力行

動でこれに抵抗していく場合において
は、すぐ安保理事會に報告しますか
ら、そういう事態を安保理事會もすぐ
取り上げてこれに対する平和的解決の
道を見出すといふことは、私は当然や
らざると思ひます。また、やらせるよう
にいたします。

○受田委員 関連であるからこれで終
わりませんが、総理、私が一つ心配して
おるのは、アメリカと運命共同体で、
最後まで共同防衛作戦に参加するの
かどうか。日本だけが単独に停戦をや
つて、アメリカの了解を得ることができ
るのかどうか、自衛戦争をやめる時期
が、アメリカと一本でなければならな
いのかどうかを、念を入れてお尋ねし
ておるわけです。

○岸国務大臣 これは日本の領土、領
空、領海に対する武力攻撃がやめば、
これは自衛隊としての行動はいたさな
い。また、五条において、アメリカ軍
もまたその点は行動を停止するわけ
でございますから、その点は、アメリカ
の作戦に何か引き込まれて、日本が引
きずられていくといふようなことは、
私は、この五条の規定をお読み下され
ばわかるように、日本の施政下にある
領土、領空、領海に対する武力攻撃が
やめば、自衛隊の出動といふことをや
めるといふことは当然のことござい
ます。

○小澤委員長 この際、四十分簡休
をいたします。
午後零時四十五分休憩
午後一時四十分開議

○小澤委員長 休前に引き続き會議
を開きます。

○藤山国務大臣 藤山外務大臣にお尋ねし
たいことは、日本は、結局この条項に
よつて、武力攻撃に抵抗する能力を維
持し発展させる義務を負ふことにな
ると思ひますが、この武力攻撃に抵抗
する能力といふのは、一体どの程度の
能力を考へておるのですか。

○藤山国務大臣 藤山外務大臣にお尋ねし
たいことは、日本は、結局この条項に
よつて、武力攻撃に抵抗する能力を維
持し発展させる義務を負ふことにな
ると思ひますが、この武力攻撃に抵抗
する能力といふのは、一体どの程度の
能力を考へておるのですか。

○藤山国務大臣 藤山外務大臣にお尋ねし
たいことは、日本は、結局この条項に
よつて、武力攻撃に抵抗する能力を維
持し発展させる義務を負ふことにな
ると思ひますが、この武力攻撃に抵抗
する能力といふのは、一体どの程度の
能力を考へておるのですか。

○小西洋之君 (略)

さて、本TPPの審議の大前提として、立法府の存立を懸け追及すべきことは、安倍内閣は、国会の条約承認権を踏みにじり、そもそも条約提出を行う資格すらないという事実であります。

安倍内閣が強行した集団的自衛権行使の解釈変更は、昭和四十七年政府見解という決裁文書の外国の武力攻撃という文言を同盟国に対する外国の武力攻撃と恣意的に読み替え、九条解釈の基本的な論理なるものを捏造した、法論理ですらない不正行為であり、これは決裁文書の解釈改ざんによる史上空前の憲法破壊であります。

一方、この暴挙は、同時に、日米安保条約第三条に違反する暴挙なのであります。

実は、安保条約三条には、日本はアメリカのため違憲である集団的自衛権を行使しなくてよいと、主権国家同士の国際約束が明記されているのです。すなわち、アメリカが上院決議により、全ての同盟国と締結している共通条項が、共通条項第三条が、日米安保三条だけは特別の文言変更がなされているのであります。このことは、安保改定当時の政府答弁において、集団的の能力という文言をそれぞれの能力と変更し、憲法上の規定に従うことを条件としてとの文言を付け加えるなど、日本による集団的自衛権行使を法的に免責した条文として作り込まれたことが明確に説明されているのであります。

その証拠に、外務省ホームページの第三条の逐条解説では、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲のものに限られることを明確にするためと記載されていました。しかし、解釈変更以降に外務省はホームページの記述を改ざんし、集団的自衛権の行使を禁じているという文言を削除しているのであります。

河野大臣に伺います。

条約は、法的効力において法律に優位します。解釈変更と安保法制は、限定的なるものを含めあらゆる集団的自衛権行使は違憲であるとの九条解釈に基づき、そのことを徹底的に明文化した安保条約三条に違反する無効の暴挙であるとの認識はありますか。国際承認した条約を勝手に読み替え、条約違反の閣議決定や法案提出を行い、戦争行為を行えるようにした内閣なら、本協定を勝手に読み替えることなど平気で行うのではないのでしょうか。

なお、あつたはずのものをなかったと言い張るこの間の一連の不正と異なり、解釈変更は、絶対にないものをあると言い張っている不正行為であり、安倍総理のみがどこまでも立証責任を負い、そして、その主張が虚偽であることは誰でも証明可能、理解可能であります。したがって、河野大臣が一政治家としての良心に基づく限り、四十七年見解の中に集団的自衛権行使を許容する法理が作成当時から存在するという安倍総理の主張は到底容認できないはずですが、大臣の見解を伺います。

○国務大臣(河野太郎君) 平和安全法制と日米安保条約第三条についてお尋ねがありました。

日米安保条約第三条は、「憲法上の規定に従うことを条件として、」との文言から明らかだとおり、特定の憲法解釈に立ち入った規定ではなく、我が国自身が行う憲法解釈の下で実施されるものです。

平和安全法制は、新三要件を満たす場合には、従来の政府見解の基本的な論理に基づく必要最小限の自衛のための措置として武力の行使が憲法上許容されるとの判断に至ったものであることから、日米安保条約に違反するとの御指摘は当たりません。(略)

権行使が禁止されているため、日本は米国のために集団的自衛権行使を行わなくてよい」ということが明記されています。単に、日本が憲法9条の解釈において集団的自衛権ができないということではなく、主権国家同士の条約で日本が米国のために集団的自衛権を行使することが法的に免責されているのです。

■日米安全保障条約第3条

第3条 締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

この条文の趣旨は、どなたでも見ることもできる外務省HP「日米安全保障条約（主要規定の解説）」において、7.1 閣議決定の以前は以下のように説明されています。

○第3条

この規定は、我が国から見れば、米国の対日防衛義務に対応して、我が国も憲法の範囲内で自らの防衛能力の整備に努めるとともに、米国の防衛能力向上について応分の協力をするととの原則を定めたものである。

これは、沿革的には、米国の上院で1948年に決議されたヴァンデンバーク決議を背景とするものであり、NATO（北大西洋条約機構）その他の防衛条約にも類似の規定がある。同決議の趣旨は、米国が他国を防衛する義務を負う以上は、その相手国は、自らの防衛のために自助努力を行ない、また、米国に対しても、防衛面で協力する意思を持った国でなければならぬということである。

ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内ものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としている。

文末の私が入線引いたところをご覧下さい。ズバリ、「集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内ものに限られることを明確にするために」、「憲法上の規定に従うことを条件」と書いてありますね。私も、昨年の5月に、解釈改憲を阻止するための追及の過程で、この解説文を発見したときは、思わず目が点になりました。

つまり、外務省の解説にもあるように、この第3条に関する条項は、米国の上院決議に基づいて米国政府が同盟条約を結ぶ際に、そのすべての相手国とそれぞれまったく同一の内容のものを必ず締結しているものなのなのですが、日米安全保障条約だけがその各国との条約とまったく違った文言で、まったく違った内容になっているのです。本来ならば、米国政府は日本政府に対し、米国が日本を防衛する義務を負う（日米安保第5条）以上は、日本も米国に対して防衛面での協力を求めなければならないのですが、日本は憲法上集団的自衛権行使ができきないので、以下のNATO条約（北大西洋条約）との違いで一目瞭然のように、逆に、条約の文言を特別に選んで、日本が米国のために集団的自衛権行使をすることが免責される規定となっているのです。

見比べて頂けるように、先ほどの「憲法上の規定に従うことを条件」という文言だけではなく、他の条約では「単独に及び共同して」とされているのを「個別的に及び相互に協力して」とし、同様に「個別的の及び集団的の能力を」とされているのを「それぞれの能力を」としたことが、条約締結時の国会で明確に答弁されています。つまり、分かりやすく言えば、第3条全体を作りからして、「日本は集団的自衛権行使が違憲であるので、日本は米国の

日米安保条約では「日本は米国のために集団的自衛権を行使しなくてもよい」と締結している！！

NATO条約第3条

日米安保条約第3条

締約国は、この条約の目的を一層有効に達成するために、単独に及び共同して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗する個別的の及び集団的の能力を維持し発展させる。

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

【外務省HPでの解説（2014/07/01以降）】

ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、**集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内ものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としている。**

7. 1 閣議決定

(1)…政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、…論理的な帰結を導く必要がある。

(2)…この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。

これが…基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

昭和47年 政府見解

8

昭和四十七年一月五日提案 昭和四十七年一月七日決議 主査

早坂

長官



第一部長



参事官

参事官補

次長



総務主幹



集团的自衛権と憲法との関係について

参議院決算委員会（昭四七、九、一四）から提出要求のあつた

に標記の件について、別紙のとおりとりまとめたので、これを

同委員会に提出して頂くこと。

内閣法制局

御高裁を仰ぎます。

（備考）

外務省と協議済である。

内閣法制局

参議院決算委員会要求資料

集团的自衛権と憲法との関係

内閣法制局
昭和四十七年十月四日

（参決案（昭四七、九、一四）に附ける水口議員要求の資料）

国際法上、国家は、その中々集团的自衛権を有し、自

国と連帶関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直

接攻撃をされて、ないにわかには、実力をもちて阻止すること

が正当化されるという地位を有して、そのものとされて、

国際連合憲章第五一条、日本国との平和条約

第五條(C)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全

保障条約前文並びに日本国とソシアリスト社会主義共和

国との共同宣言の第三段の規定は、この国際法の原則

を宣明したものである。そして、わが国が、^{（主権）} 集团的

自衛権を有していることは、^{（主権）} 国家である以上、当然と

いはなければならぬ。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法

下は...
287...

上集团的自衛権を有してゐるとして、國權ヲ發動して
 これを行便する事は、憲法の承認する自衛の措置
 の限界と、さうものであつて許されないと立場にたつ
 てゐるが、これは次のようは考へるに基づくものである。
 憲法第九條は、同條に、わづらる戦争を放棄し、
 わづらる戦力の保持を禁止してゐるが、前文に於いて
 金吾界の國民が、平和のうちに生存する権利を有する

ことを確認し、また、第一三條が、生命、自由及び幸
 福追求に対する國民の権利については、國政の上で、
 最大の尊重を必要とするし、首を定めてゐることから
 も、
 わが國がみずから存立を全うし國
 民が平和のうちに生存することまでも放棄して、
 自國の平和と安全を維持しその存立を全うする
 ために必要は自衛の措置をとることを禁じてゐると

その基本原則とする憲法が、右にう自衛ののための措置を
 無制限に認めてゐるとは、解されないのであつて、それ
 は、あくまで外國の武力攻撃によつて國民の生命、自由
 及び幸福追求の権利が根底からくつがえされたと、
 急迫、不正の事態に對して、國民のこれら權利
 を守るための止むを得ない措置として認められてゐる

その措置は、右の事態を排除するたためとされる必要最少
 限の範囲にとどまらねばならない。さうにとす
 るのは、憲法の下で武力行使を行ふことが許される
 侵害に對する場合には限られるのであつて、したがつて、他
 國に對しては、武力攻撃を阻止することをその内容
 とする集团的自衛権の行使は、憲法上許されないと
 認めらるゝ

安倍内閣の解釈変更は「憲法解釈文書の改ざん」である
～昭和47年政府見解（決裁文書）を曲解し9条解釈「基本的な論理」を捏造～

平成27年6月11日 横畠長官答弁

■外交防衛委員会 平成27年06月11日

○小西洋之君 ……四十七年見解を作ったときに今お認めになった限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんだと、作ったときにですね、そういう理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。

平成27年8月3日 横畠長官答弁

■参-我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 -6号 平成27年08月03日

○小西洋之君 ……基本的な論理ですね、七月一日の閣議決定。それが昭和四十七年政府見解にも書かれている。その基本的な論理について、この四名の頭の中であって、それが昭和四十七年政府見解の中に当時書き込まれたというふうな答弁をなさっているという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 憲法第九条の下でもなぜ我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的論理、この四十七年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしているわけでございます。

昭和47年9月14日 吉國長官答弁

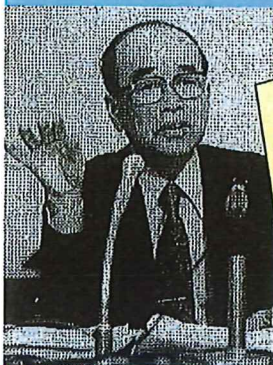
■参-決算委員会 昭和47年09月14日

○説明員（吉國一郎君） 憲法ではわが国はいわば集団的自衛の権利の行使について、自己抑制をしていると申しますか、日本国の国内法として憲法第九条の規定が容認しているのは、個別自衛権の発動としての自衛行動だけだということが私どもの考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として、その法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、あのような説明で、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるというのが自衛行動だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論として説明をしているつもりでございます。

○説明員（吉國一郎君）　・・・日本は自衛のため必要な最小限度の措置をとることは許されている。その最小限度の措置と申しますのは、説明のしかたとしては、わが国が他国の武力に侵されて、国民がその武力に圧倒されて苦しまなければならないというところまで命じておるものではない。国が、国土が侵略された場合には国土を守るため、国土、国民を防衛するために必要な措置をとることまでは認められるのだという説明のしかたをしております。その意味で、いわばインディビジュアル・セルフディフェンスの作用しか認められてないという説明のしかたでございます。仰せのとおり、憲法第九条に自衛権があるとも、あるいは集団的自衛権がないとも書いてございませぬけれども、憲法第九条のよって来たるゆえんのところを考えまして、そういう説明をいたしますと、おのずからこの論理の帰結として、いわゆる集団的自衛の権利は行使できないということになるというのが私どもの考え方でございます。

○説明員（吉國一郎君）　これは、憲法九条でなぜ日本が自衛権を認められているか、また、その自衛権を行使して自衛のために必要最小限度の行動をとることを許されているかということの説明として、これは前々から、私の三代前の佐藤長官時代から、佐藤、林、高辻と三代の長官時代ずっと同じような説明をいたしておりますが、わが国の憲法九条で、まさに国際紛争解決の手段として武力を行使することを放棄をいたしております。しかし、その規定があるということは、国家の固有の権利としての自衛権を否定したものでないということ、これは先般五月十日なり五月十八日の本院の委員会においても、水口委員もお認めいただいた概念だと思っております。その自衛権があるということから、さらに進んで自衛のため必要な行動をとれるかどうかということになります。憲法の前文においてもそうでございますし、また、憲法の第十三条の規定を見ましても、日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして国民が非常な苦しみにおちいるということを放置するところまで憲法が命じておるものではない。第十二条からいたしましても、生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利は立法、行政、司法その他の国政の上で最大の尊重を必要とすると書いてございますので、いよいよぎりぎりの最後のところでは、この国土がじゅうりんをせられて国民が苦しむ状態を容認するものではない。したがって、この国土が他国の武力によって侵されて国民が塗炭の苦しみにあえがなければならない。その直前の段階においては、自衛のため必要な行動はとれるんだというのが私どもの前々からの考え方でございます。その考え方から申しまして、憲法が容認するものは、その国土を守るための最小限度の行為だ。したがって、国土を守るというためには、集団的自衛の行動というふうなものは当然許しておるところではない。また、非常に緊密な関係にありましても、その他国が侵されている状態は、わが国の国民が苦しんでいるところまではいかない。その非常に緊密な関係に、かりにある国があるといたしましても、その国の侵略が行なわれて、さらにわが国が侵されようという段階になって、侵略が発生いたしましたならば、やむを得ず自衛の行動をとるということが、憲法の容認するぎりぎりのところだという説明をいたしておるわけでございます。そういう意味で、集団的自衛の固有の権利はございまして、これは憲法上行使することは許されないということに相なると思います。

「昭和47年見解」作成の角田氏(元法制局長官)の証言



2015.8.28
週刊朝日

「日本が侵略されていないときにどうなる、なんて議論は当時なかった。
これを根拠に解釈改憲なんて夢にも思っていなかった。いやあ、よく掘り出したものだね。」

2017.9.20
東京新聞
一面

「外国に対する武力攻撃に対して日本が参加するなど、夢にも思っていなかった。」

出典:週刊朝日及び東京新聞より小西洋之事務所作成 令和3年4月15日 参議院外交防衛委員会 立憲民主・社民 小西洋之

安保国会での「S47政府見解の読み替え」全否定陳述

濱田邦夫 元最高裁判所判事 2015/9/15

違憲です。**法匪**という、**あしき例**である
とても**法律専門家の検証に堪えられない**。

読みたい人がそう読んでいるというだけの話で、**裁判所に行つて通るか**という**と、それは通らない**。

宮崎礼壹 元内閣法制局長官 2015/6/22

いわば黒を白と言いくるめる類いと言うしかありません。
憲法九条に違反し、**速やかに撤回されるべき**。

伊藤真 日弁連 憲法問題対策本部副本部長 2015/9/8

四十七年意見書の当時から**限定された集団的自衛権は認められていた**というようなことは、**あり得ません**。当時の**吉國長官答弁**及び**防衛庁政府見解**によって**完全に否定されている**

朝日新聞

2016年 (平成28年) 9月19日 月曜日 敬老の日

社説

Editorials

安保法1年

まだ「違憲」のままだ

1年前のきょう未明、国会各派の協議の末、集団的自衛権の行使を認める安保法が成立した。

「違憲論議」の結末は、この安保法に「これからの若い世代に渡らせることだ」として、国防の近代化を目指すことに決まった。

しかし、安保法は、自衛隊の活動領域を拡大し、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

安保法は、集団的自衛権の行使を認め、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

安保法は、集団的自衛権の行使を認め、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

安保法は、集団的自衛権の行使を認め、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

安保法は、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

安保法は、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

安保法は、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

安保法は、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

安保法は、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

安保法は、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

2016・9・19

「集团的自衛権行使に否定的」

政権根拠の72年見解

自衛隊の目的は、あくまで外国からの武力攻撃による生命、身体、財産の保護、平和の維持、不正の排除にあり、集団的自衛権の行使は認めない。

1972年の安保法は、あくまで外国からの武力攻撃による生命、身体、財産の保護、平和の維持、不正の排除にあり、集団的自衛権の行使は認めない。

自衛隊の目的は、あくまで外国からの武力攻撃による生命、身体、財産の保護、平和の維持、不正の排除にあり、集団的自衛権の行使は認めない。



安倍晋三

作成的閣との対立が、集団的自衛権の行使をめぐって、自衛隊の活動領域を拡大し、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

作成的閣との対立が、集団的自衛権の行使をめぐって、自衛隊の活動領域を拡大し、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

12日閣議は「自衛隊の目的は、あくまで外国からの武力攻撃による生命、身体、財産の保護、平和の維持、不正の排除にあり、集団的自衛権の行使は認めない」という見解を示した。

12日閣議は「自衛隊の目的は、あくまで外国からの武力攻撃による生命、身体、財産の保護、平和の維持、不正の排除にあり、集団的自衛権の行使は認めない」という見解を示した。

12日閣議は「自衛隊の目的は、あくまで外国からの武力攻撃による生命、身体、財産の保護、平和の維持、不正の排除にあり、集団的自衛権の行使は認めない」という見解を示した。

閣議は、集団的自衛権の行使を認め、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

閣議は、集団的自衛権の行使を認め、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

閣議は、集団的自衛権の行使を認め、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

自衛権要件におが国への侵害

旧防衛庁資料も明記

安保法が成立した当時、自衛隊の活動領域を拡大し、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

安保法が成立した当時、自衛隊の活動領域を拡大し、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

安保法が成立した当時、自衛隊の活動領域を拡大し、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

閣議は、集団的自衛権の行使を認め、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

閣議は、集団的自衛権の行使を認め、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

閣議は、集団的自衛権の行使を認め、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

閣議は、集団的自衛権の行使を認め、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

閣議は、集団的自衛権の行使を認め、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

閣議は、集団的自衛権の行使を認め、戦時の役割を果たすことになり、戦時体制の復活を招く。これは、憲法の精神に背くことだ。

東京新聞

2017年 (平成29年) 9月20日 (水曜日)

1面

参議院外交防衛委員会 立憲民主・社民 小西洋之

朝日新聞及び東京新聞より小西洋之事務所作成 令和3年4月15日